

瓦版OOC新聞

第7号

発行者

2017年1月11日

大森氏おしゃべり倶楽部

【大森氏の相模進出】

今回は、「禅秀の乱前後の西相模―大森氏研究序章―」(『駿河相模の武家社会』(福田以久生)1976年)を要約してみました(あお)

(その1)

関所の存在について

箱根山別当関所

〈県史料四七六九号〉今まで箱根別当が全収入を入手していたのを三年間棄権させて円覚寺へ納付しろというもの。〈四八四六号〉さらに三年の間円覚寺へ寄進する、但し半分の替であり、その為に芦川宿の辺に適地を見つけて新たに関を構えよというもの。

箱根水飲・伊豆府中関所

〈県史料五三七九号・五三八二号〉箱根水飲関所よりもその路の麓にある伊豆の国府に関を設けたほうがより効果が大きいところから一ヶ月で場所を変えた。

〈県史料五三八四〉この関を

請負ったのは大森頼春で、頼春は通行者より関銭を徴収し、その収入から百五十貫だけ円覚寺に納入する、というもの。*こうしてみると、大森氏は応永十三年の頃まで、箱根山麓から西辺の駿河国側の山麓(警察力)を發揮できるものであったと考えられる、とする。

小田原の関

〈県史料五三九四号〉走湯山の密厳院の雑掌が「相模国の小田原と関所について、大勧進が理由もないのに知行している」と訴えた。

応永十四年の段階において、密厳院の別当の雑掌が、寺家の所領の一ヶ所について(おそらく密厳院の)下級僧侶が非理の当知行を行っていることを訴えていた。

当時の小田原は密厳院の所領であった。少なくとも武家の所領ではなかった。そして

密厳院は往還の人馬貨物から関銭を徴収していた。

*こうしてみると、小田原をはじめ箱根山の西麓と中央のいずれの地にも置かれた関はその土地の領有者が設置したりあるいは請負人となっていた。その史料の語るところに従えば、少なくとも応永年間(初期、大森氏は小田原を含む箱根山の相模国側には出現している徴証を見出し得ない、とする。

伊豆走湯山領

柳下郷

〈県史料五二一三三三号〉柳下郷の領有者は伊豆山の密厳院別当職であった。

*もしこの郷の地頭乃至は荘官たる武士が「土屋・土肥のもの」であったなら、そのものもつ荘官乃至は地頭職が没収されて大森氏に与えられるという筋になるのであるが、そのような様子を示す史料も皆無である、とする。

小田原寺家方

〈同前〉この寺家方は明らかに密厳院領である。寺家雑掌の直務(代官を直接派遣して支配すること、現地の武士や地頭たちを請負代官に任命しない方法)を意味する可能性が強い。

大森氏進出以前に存在していたと想定される土肥氏又はその一族の小早川氏が代官として請負いこの土地に領主的支配圏を行使していたとは些か考え難いところである、とする。

莊園領主と武士の関係

この時代、鶴岡八幡宮や走湯山あるいは円覚寺という莊園領主の存在は厳然としていた。そこに居住する武士は一方で鎌倉府の支配下にありながら、莊園領主に年貢を納入・送進する莊官乃至は名主だった。

そのような莊園領有体制のそれなりの存在が、あるいは禅秀の乱に結集した中小領主層の反抗の要因ではなかったのかと思われる、とする。鎌倉府は武士たちの「非法・押領」を莊園領主側に立って追求・糾弾しており、武士たちは禅秀の挙兵を好機到来として加担した、とみるのである。